

貸借対照表

(2016年3月31日 現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,626,194	流動負債	6,514,821
現金及び預金	28,456	買掛金	3,743,398
売掛金	6,698,466	リース債務	83,874
仕掛品	36,534	未払金	1,010,786
貯蔵品	1,732	未払費用	603,439
前渡金	8,914	未払法人税等	59,458
前払費用	790,203	前受金	548,089
繰延税金資産	251,900	未払消費税	324,174
未収入金	95,522	預り金	141,599
立替金	122,868		
関係会社預け金	2,591,595		
		固定負債	1,580,102
		リース債務	58,232
固定資産	1,923,930	退職給付引当金	1,224,432
有形固定資産	718,602	役員退職慰労引当金	13,433
建物	409,377	資産除去債務	175,065
構築物	714	長期未払金	262
工具、器具及び備品	245,296	長期前受金	101,143
リース資産	63,214	その他の固定負債	7,533
無形固定資産	232,145		
ソフトウェア	178,068		
リース資産	48,772		
電話加入権	5,303		
投資その他の資産	973,182	負債合計	8,094,924
長期前払費用	152,521	(純資産の部)	
繰延税金資産	473,334	株主資本	4,455,200
敷金	313,394	資本金	100,000
保険積立金	29,507	資本剰余金	300,000
その他の投資等	10,175	その他資本剰余金	300,000
貸倒引当金	△5,750	利益剰余金	4,055,200
		利益準備金	95,216
		その他利益剰余金	3,959,984
		繰越利益剰余金	3,959,984
		(うち当期純利益)	(918,397)
		純資産合計	4,455,200
資産合計	12,550,124	負債・純資産合計	12,550,124

(注)金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

自 2015年4月 1日
至 2016年3月31日

1. 重要な会計方針

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1)有形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 旧定率法 (ただし、建物は定額法) |
| (2)無形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 旧定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間
(5年以内) に基づく定額法によっております。 |
| (3)リース資産 (有形) の
減価償却方法 | 所有権移転外ファイナンスリースについては、リース期間を耐用年数
とし、残存価額を10%として計算した定率法による減価償却費相当額
に9分の10を乗じる方法によっております。 |
| (4)リース資産 (無形) の
減価償却方法 | リース期間を耐用年数とする定額法によっております。 |
| (5)仕掛品の評価基準及び評価方法 | 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法により算定) |
| (6)貯蔵品の評価基準及び評価方法 | 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿
価切下げの方法により算定) |
| (7)引当金の計上基準 | |
| ①退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務
及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。退職給付債務の
算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させ
る方法として、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異
については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による
定額法により、翌期より費用処理しております。過去勤務費用につい
ては、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法
により、発生時より費用処理しております。 |
| ②貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上すること
としております。 |
| ③役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を
計上しております。 |
| (8)収益及び費用の計上基準 | 請負工事にかかる収益の計上基準については、当事業年度末までの進
捗部分について成果の確実性が認められる総額1億円以上の工事につい
ては工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法) を、その他
の工事については工事完成基準を適用しております。 |
| (9)消費税の会計処理 | 税抜方式によっております。 |